

# 【取下げの方法】

## 1 システムの入口画面へ

- ・何らかの理由で申請そのものを取りやめたい場合は、申請者側がシステム上で「取下げ」処理を行う必要があります。

(なお、いったん「取下げ」処理を行えば、申請データは削除されるため、意思が変わり登録を希望する場合でも、再度、申請し直す必要がありますので御注意ください。)

- ・「取下げ」処理をするには、まず、下記のURLからシステムの入口画面に移ってください。

(「Ctrl」キーを押しながら URL をクリック。)

(到達番号形式選択画面)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/shokai.html?>

※ 契約課HP（京都市入札情報館）にも上記 URL を掲載しています。

※ URL をクリックしても反応しない場合は、URL をコピーして、インターネットブラウザのアドレスバーに貼り付けて Enter キーを押してください。



## 2 「京都府・市町村共同電子申請システム」入口画面

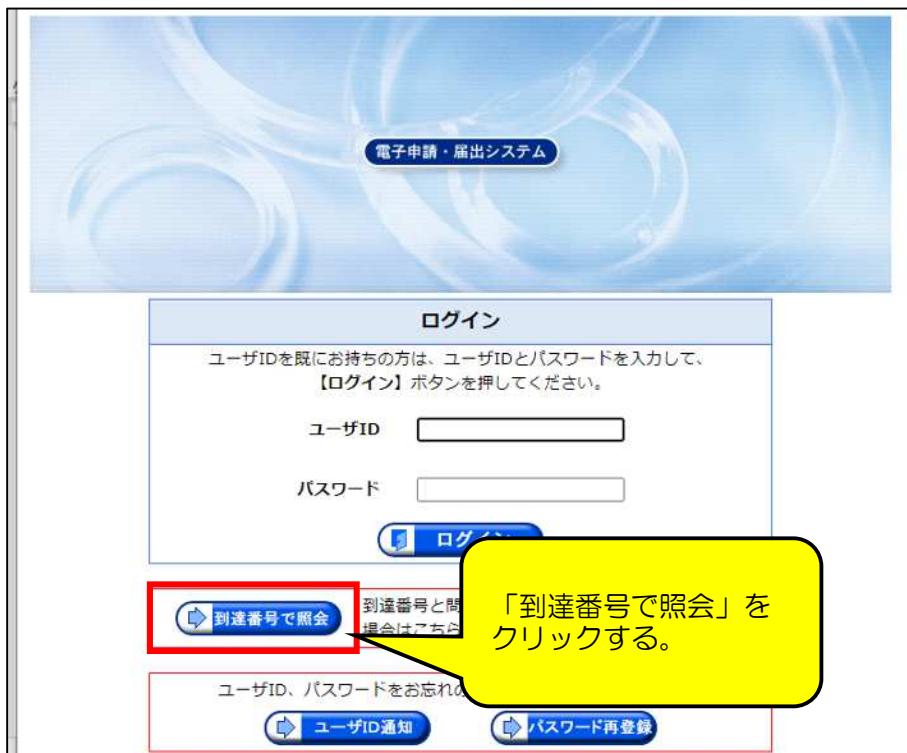
- ・入口画面（「到達番号形式選択」画面）に掲載されている2つのリンクのうち、下の方の「到達番号の形式が 999999999999999999（数字のみ）の場合」をクリックして、システムへのログイン画面に移ります。



# 【取下げの方法】

## 3 ログイン画面

- ・「到達番号で照会」をクリックして、取扱状況照会画面に移ります。



電子申請・届出システム

ログイン

ユーザIDを既にお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力して、  
【ログイン】ボタンを押してください。

ユーザID

パスワード

ログイン

**到達番号で照会** 到達番号と問合せ番号で照会

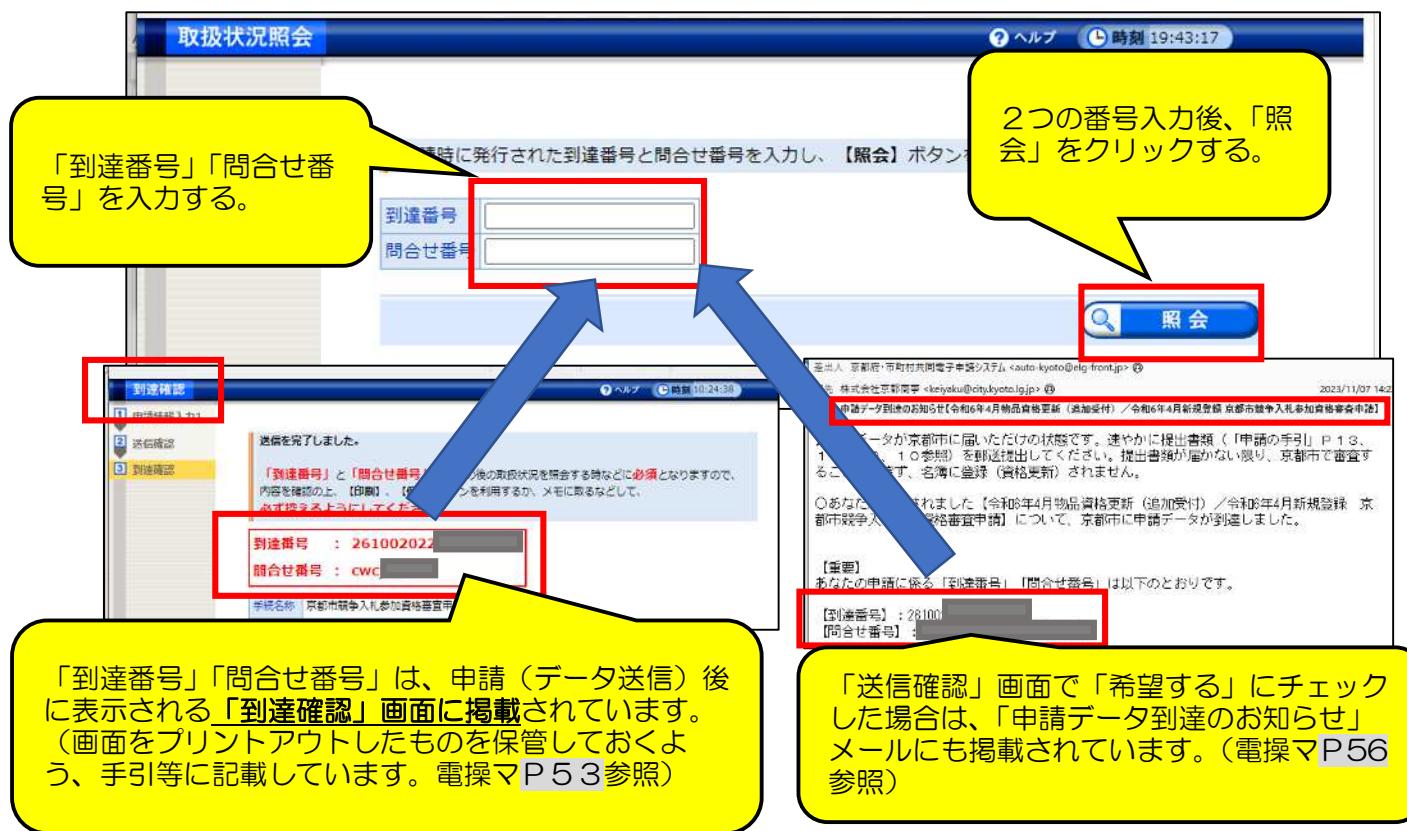
ユーザID、パスワードをお忘れの方へ

ユーザID通知 パスワード再登録

「到達番号で照会」をクリックする。

## 4 取扱状況照会画面

- ・「到達番号」「問合せ番号」を入力して、「照会」をクリックし、取扱状況詳細画面に移ります。



取扱状況照会

時時に発行された到達番号と問合せ番号を入力し、【照会】ボタンを押すと、申請データが京都市に届いただけの状態です。速やかに提出書類（「申請の手引」P.13、14、15、16、17、18、19、20参照）を郵送お出してください。提出書類が届かない限り、京都市で審査することはできません。名簿に登録（資格更新）されません。

2つの番号入力後、「照会」をクリックする。

「到達番号」「問合せ番号」を入力する。

到達番号  
問合せ番号

照会

到達確認

送信確認

到達確認

送信完了しました。

「到達番号」と「問合せ番号」は、申請（データ送信）後の取扱状況を検索する時に**必須**となりますので、内容を確認の上、[印刷]、[ダウンロード]ボタンを利用するか、メモに取るなどして、必ず控えの上に置いてください。

到達番号 : 261002022 [ ]

問合せ番号 : cwc [ ]

手続名称：京都市競争入札参加資格審査用

【重要】あなたの申請に係る「到達番号」「問合せ番号」は以下のとおりです。

[到達番号] : 26100 [ ]

[問合せ番号] : [ ]

「到達番号」「問合せ番号」は、申請（データ送信）後に表示される「到達確認」画面に掲載されています。（画面をプリントアウトしたものを保管しておくよう、手引等に記載しています。電操マP53参照）

「送信確認」画面で「希望する」にチェックした場合は、「申請データ到達のお知らせ」メールにも掲載されています。（電操マP56参照）

# 【取下げの方法】

## 5 取扱状況詳細画面

- 「取下げ」欄の右側の「取下げ」をクリックすれば、「取下げ依頼」画面に移ります。

手数料情報	手数料は必要ありません。
連絡	職員からの新規連絡はありません。
補正	補正申請されました内容を反映しました。
NEW! 通知書類	受付が終了しました。受付結果通知が発行されています。 受付結果通知を発行しました。 内容の確認を行ってください。
取下げ	取下げは行っていません。

「取下げ」を  
クリック

## 6 取下げ依頼画面

- 「通信欄（任意）」に取下げをしたい理由等を入力してから「次へ」ボタンをクリックすれば、「送信確認」画面に移ります。

申請の取下げを行います。  
必要であれば取下げ理由を以下の通信欄に入力し、【次へ】ボタンを押してください。

手続名称：京都市競争入札参加資格審査申請書  
到達番号：26100202

通信欄(任意)  
〇〇〇のため、申請を取り下げます。

取下げの理由を必ず入  
力してください

「次へ」をクリック

## 7 送信確認画面

- 通信欄に入力した内容等に誤りがなければ「送信」をクリックすれば京都市側に取下げ申請が送信され、「処理終了」画面に移ります。

たまに未入力された内容で送信を行います。  
入力内容を確認し、問題がない場合は【送信】ボタンを押してください。

手続名称：京都市競争入札参加資格審査申請書  
到達番号：26100202

〇〇〇のため、申請を取り下げます。

「送信」をクリック

## 【取下げの方法】

### 8 処理終了画面

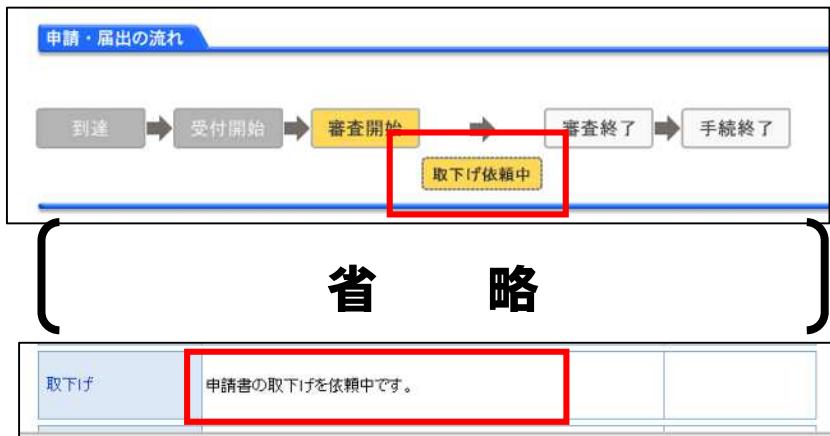
- ・「印刷」「保存」ボタンをクリックして、「取下げ」を申請した記録を保管したうえで、「終了」をクリックしてください。



### 9 取扱状況詳細画面

- ・「取扱状況詳細」画面に戻りますが、画面上部に「取下げ依頼中」が1行下に表示されていること、及び、「取下げ」の通信欄に「申請書の取下げを依頼中です。」と表示されていることを確認してください。

(取下げ申請後の表示)



※ 取下げ依頼は申請だけでは効力を発揮（申請データが抹消される）わけではなく、京都市側が取下げを「許可」する必要があります。

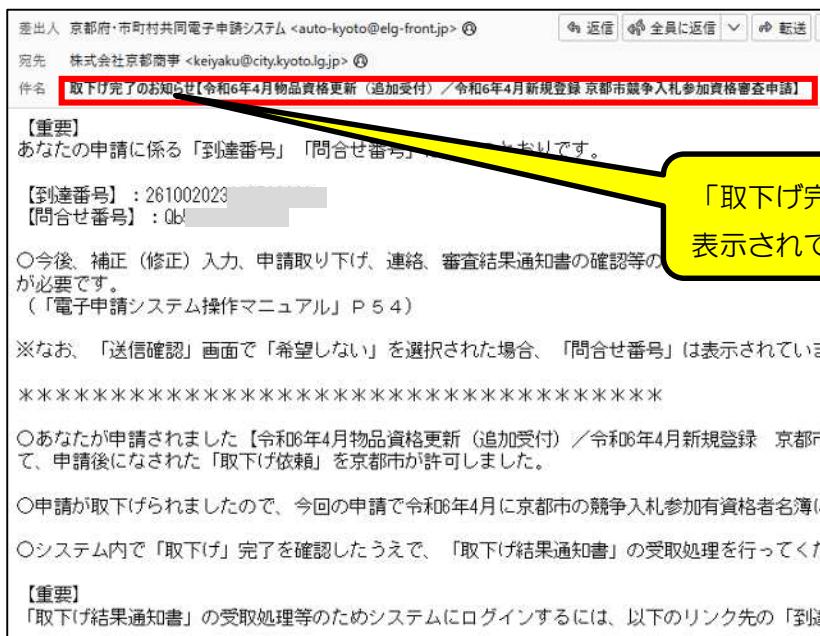
（誤って取下げ依頼をした場合も、申請データが即座に抹消されることを防止するため。）

京都市側が取下げの許可処理を行うと、表示は次ページのとおりとなり、システム内で「取下げ結果通知」が発送されますので、確認してください。

## 【取下げの方法】

### 10 「取下げ完了のお知らせ」メールの確認

- 申請担当者に下図のメールが送信されますので、再度「取扱状況詳細」画面を開き、11の確認を行ってください。



「取下げ完了のお知らせ」と表示されています。

### 11 取扱状況詳細画面→通知書類一覧画面→取下げ結果通知

(取下げ許可後の表示)

※ 画面上部に「この手続は取下げられています」と表示されていること、及び、「取下げ」の通信欄に「申請書の取下げが完了しました。」と表示されていることを確認したうえで、「通知書類一覧」をクリックしてください。

The top status bar says '申請・届出の流れ' (Application Submission Flow) and displays a yellow box stating 'この手続は取下げられています' (This procedure is being withdrawn).

A large bracket labeled '省略' (omitted) covers the main content area of the screen.

The bottom section shows a table:

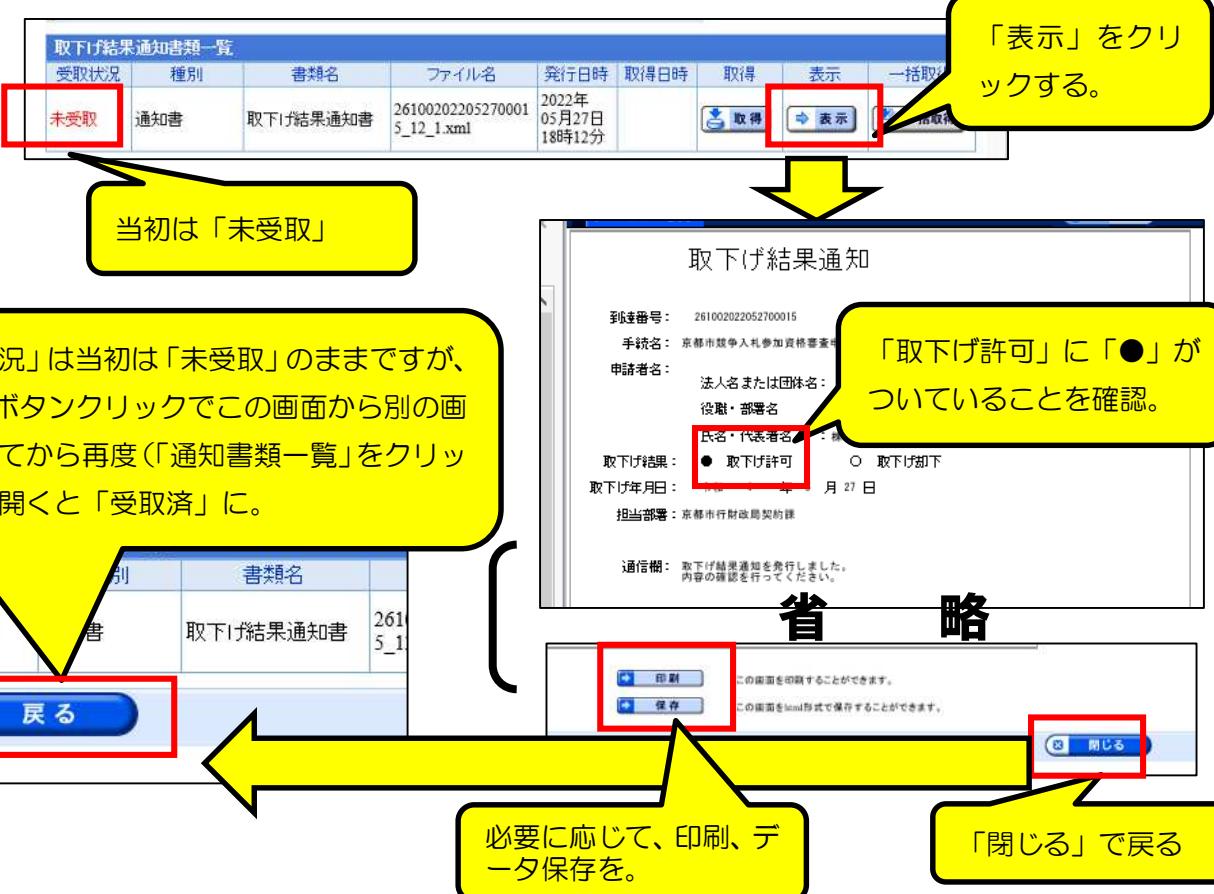
NEW! 通知書類	取下げが終了しました。取下げ結果通知が発行されています。 取下げ結果通知を発行しました。 内容の確認を行ってください。	通知書類一覧
取下げ	申請書の取下げが完了しました。	

A red box highlights the '取下げ' column, and another red box highlights the '通知書類一覧' button.

「通知書類一覧」をクリックする。

## 【取下げの方法】

- ・「通知書類一覧」画面に移るので、「表示」をクリックし、「取下げ結果通知」を確認してください。



※ 取下げ処理をしたことでデータが抹消されるため、今回の令和6年4月新規登録又は令和6年4月物品資格更新（追加受けて）申請受付で名簿に登録されることはできません。  
(登録を希望する場合は、再度申請する必要があります。)